

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号（3－1）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
◎ 根室市港湾整備事業会計 ● 水産経済部 港湾課 1. 収入事務について 【指摘事項】 （1） 土地使用料の引継ぎにおいて、港湾整備事業財務規則第19条第1項に基づき現金を収納した場合は、当該現金を収納した日または即日の払込みができない場合は、翌日正午までに金融機関に引継ぐこととなっているが、1日遅れて引継がれているものがあるので、規則に基づき事務処理されたい。 2. 契約事務について 【指摘事項】 （1） 賃貸借契約（除雪車輛）において、契約書第4条に基づく借上車の規格、性能整備状況等の検査が実施されていないものが散見されるので、契約書通りに実施されたい。	（1） 担当職員の認識不足及び確認不足により、引継ぎが遅延したもの。 （1） 担当者および課内間での確認不足により、誤りが発生したもの。	今後、収納事務担当者による確認の徹底、課全体での確認作業を強化し、適正に事務処理致します。 契約内容の詳細確認を徹底し、契約者双方での確認も徹底した上で、今後、適正に事務処理致します。

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号(3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
◎ 根室市病院事業会計 ● 企画管理課 ○ 企画管理担当 1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 市立根室病院空調設備用自動制御機器保守点検業務委託契約の契約書第5条3項、別表の業務委託料において、税込価格の記載となるところが、税抜価格となっているので、確認の徹底及び、適正に事務処理されたい。（前回指摘事項） (2) 市立根室病院UPS保守点検業務委託契約において、契約書第3条に基づく業務工程表の提出は契約締結後5日以内となっているが、20日後に提出されているので、確認の徹底及び、受注者に対し指導されたい。 (3) 市立根室病院消防設備点検業務委託契約において、契約書第31条第2項に基づく検査結果が、受託者に対し通知されていないので、適正に事務処理されたい。 (4) 貸借契約（除雪車輛）において、契約書第4条に基づく借上車の規格、性能整備状況等の検査が実施されていないので、契約書通りに実施されたい。	(1) 前回指摘事項の確認及び是正を怠り、前例踏襲により誤認したまま事務処理を行ったため。 (2) 契約内容の詳細確認を怠ったほか、添付書類の内容確認を失念したため。 (3) 契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。 (4) 契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を失念したため。	監査指摘事項の課員全体での確認及び是正の徹底を図るとともに、今後契約事務における十分な確認やチェック機能を強化し、適正な事務処理を行います。 契約内容の詳細確認を徹底するとともに、今後、適切に事務処理するよう受注者に対しても指導いたします。 十分な確認作業やチェック機能を強化し、以後、適切に事務処理いたします。 十分な確認作業やチェック機能を強化し、以後、適切に事務処理いたします。

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第1号（3－3）

監 査 指 摘 事 項	原因の把握（誤りとなった原因について記載すること）	措置状況（事務処理の改善を含め記載すること）
● 医師・医療人材課 ○ 医師・医療人材担当 1. 服務について 【指摘事項】 (1) パートタイム会計年度任用職員出勤簿において、 ① 時間外勤務時間の計算誤りにより、過支給となっているものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。 ② 欠勤時間の計算誤りにより、過支給となっているものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。 ③ 土曜勤務従事手当が支給されていないものがあるので、根室市病院事業職員特殊勤務手当に関する規程別表に基づき、確認のうえ適正な措置を講じられたい。 ④ 時間外勤務時間の加算割合誤りにより、過支給となっているものがあるので、根室市病院事業会計年度任用職員の給与等に関する規程第20条に基づき、確認のうえ適正な措置を講じられたい。 ⑤ 時間外勤務の時間数について、一か月の合計で1時間未満の端数処理をしなければならないが、上期、下期ごとに端数処理の計算をしており、支給額に誤りがあるので、確認のうえ適正に事務処理されたい。 ● 医 事 課 ○ 医 事 担 当 1. 収入事務について 【意見】 (1) 過年度収入未済金において、前年度より改善されていることから、引き続き効果的な滞納整理に取り組まれたい。	(1) ①当該職員に係る時間外勤務時間の計算確認の徹底がなされていなかったため。 ②当該職員の出勤状況確認の徹底がなされていなかったため。 ③当該職員の出勤状況確認の徹底がなされていなかったため。 ④当該職員に係る時間外勤務時間の確認の徹底がなされていなかったため。 ⑤当該職員に係る時間外勤務時間の計算の認識に誤りがあったため。 (1)医業未収金については、これまで医事課職員による督促や納入相談、催告状の送付などを行っているが、業務過多により大幅な収納率向上につながる対応が出来ていない状況である。	過支給分については、既に本人より返還を受けており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適性に事務処理を行います。 過支給分については、既に本人より返還を受けており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適性に事務処理を行います。 未支給分については、既に本人に対し支給しており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適性に事務処理を行います。 過支給分については、既に本人より返還を受けており、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適性に事務処理を行います。 過支給及び未支給分については、既に本人と清算を終え、今後は給与事務担当者における確認作業はもとより、課員全体でのチェック体制を強化し、適性に事務処理を行います。 現状の医業未収金への取り組みのほか、各方面においての先進的な取り組み等も参考にしながら滞納整理を行い、収納率向上に向けて取り組んでまいります。